

## 第48号議案

### 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、同法第2条第8項に規定する特定個人情報の保護に関する事項等について規定するため、稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

# 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
  - 第2章 実施機関における特定個人情報の取扱い（第5条—第11条）
  - 第3章 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止（第12条—第27条）
  - 第4章 不服申立てに係る救済の手續（第28条）
  - 第5章 雑則（第29条—第33条）
- 付則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この条例は、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第31条の規定に基づき、同法の趣旨に鑑みて個人番号その他の特定個人情報が安全かつ適正に取り扱われるよう、稲城市（以下「市」という。）が保有する特定個人情報の保護及び開示その他の事項について、稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）の特例を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「個人情報」とは番号法第2条第3項に規定する個人情報を、「個人番号」とは同条第5項に規定する個人番号を、「特定個人情報」とは同条第8項に規定する特定個人情報（同法第23条第1項及び第2項の規定により作成した情報提供等の記録を除く。）を、「特定個人情報ファイル」とは同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

3 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、同一の行政情報（稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）第2条第2項に規定する行政情

報をいう。) 上に、個人番号とこれに結び付く個人情報为一体のものとして記録されているものに限る。

4 この条例において「個人番号利用事務等」とは、実施機関が行う事務のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務であつて、同法第9条第1項又は第2項の規定により、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務

(2) 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務であつて、同法第9条第3項の規定により、前号の事務に関し必要な限度で個人番号を利用して処理する事務

5 この条例において「本人」とは、個人番号又は特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6 この条例において「法令」とは法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)を、「条例等」とは市の条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程並びに同法第252条の17の2第1項の規定又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づく東京都の条例、東京都の規則及び東京都教育委員会の規則を含む。)をいう。

(適用関係)

第3条 特定個人情報に関し、この条例及びこの条例の規定に基づく規則並びに番号法その他の関係法令に定めのない事項については、稲城市個人情報保護条例(第9章を除く。)の定めるところによる。

(実施機関の責務)

第4条 実施機関は、この条例及び番号法の趣旨に鑑み、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第2章 実施機関における特定個人情報の取扱い

(収集及び保有の制限)

第5条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保有してはならない。

2 実施機関は、特定個人情報を収集し、又は保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

(安全管理措置)

第6条 実施機関は、特定個人情報の取扱いに当たっては、その適切かつ安全な管理のために、規則で定めるところにより、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の必要な措置を講じなければならない。

(利用の制限)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第5条第2項の規定により特定された目的を達成するために必要な限度を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

(1) 個人番号利用事務等処理するに当たり、他の個人番号利用事務等の処理のために自らが保有する特定個人情報を利用する必要があるとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずるものとして政令で定めるときであって、番号法第9条第4項に規定された要件が満たされたとき。

(委託等)

第8条 実施機関は、個人番号利用事務等の全部又は一部を、他の実施機関以外の者に委託（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定を含む。以下この条及び次条において同じ。）して行うことができる。この場合において、当該実施機関は、あらかじめ、当該委託について規則で定める安全管理措置を講じなければならない。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、その全部又は一部を他の実施機関以外の者に再委託しようとするときは、あらかじめ、当該委託をした実施機関の許可を受けなければならない。当該再委託を受けた者がその全部又は一部を他の実施機関以外の者に再委託しようとするときも、同様とする。

3 前2項に規定する場合において、実施機関及び個人番号利用事務等の全部又は

一部の再委託をする者は、当該委託又は再委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報適切かつ安全に管理されるよう、当該委託又は再委託を受けた者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(受託者等の責務)

第9条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、特定個人情報の取扱いに当たっては、その適切かつ安全な管理のために、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受託者並びに当該受託した業務に従事している者及び従事していた者は、当該受託した業務に関して知り得た特定個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。当該受託が終了した後も、同様とする。

(提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(特定個人情報保護評価)

第11条 実施機関は、特定個人情報ファイル（専ら実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）で定めるものを除く。）を保有しようとするときは、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報保護評価（番号法第26条第1項に規定する評価をいう。次項において同じ。）を実施し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を抑制するよう努めるものとする。

2 実施機関は、特定個人情報保護評価を実施したときは、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則の定めるところにより、その結果を記載した書面を作成し、特定個人情報保護委員会に提出した上で、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示すべき義務）

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれる場合を除き、当該開示請求をした者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

- (1) 本人以外の者の個人番号又は個人情報
- (2) 法令若しくは条例等又は実施機関がこれらの規定により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、開示することができないと認められる情報
- (3) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、稲城市個人情報保護条例第19条の規定及び番号法の趣旨に照らし、開示しないことが適当と認められる情報

（一部開示）

第14条 実施機関は、開示請求があった場合において、当該開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報が含まれるものの、その部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨を損なうおそれがないと認めるときは、当該開示請求をした者に対し、当該非開示情報に該当する部分を除いた部分を開示しなければならない。

（存否に関する情報）

第15条 実施機関は、開示請求があった場合において、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるおそれがあると認めるときは、当該保有特定個人情報の存否を明らかにせず、当該開示請求を拒否することができる。

（訂正請求）

第16条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報の開示（法令又は他の条例の規定によるものを含む。第18条において同じ。）を受けた場合において、当該保有特定個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情

報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 代理人は、本人に代わって前項の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して、90日以内に行わなければならない。

（訂正の義務）

第17条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用の目的を達成するために必要な範囲内で、当該保有特定個人情報を訂正しなければならない。

（利用停止請求）

第18条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報の開示を受けた場合において、当該保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第5条の規定に違反して保有されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (3) 第7条の規定に違反して利用されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (4) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して、90日以内に行わなければならない。

(利用停止の義務)

第19条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、保有特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(開示請求等における個人番号の利用)

第20条 実施機関は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に関する事務を処理するため、個人番号を利用することができる。

(開示請求等の手続)

第21条 開示請求等をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 本人の個人番号
- (2) 本人の氏名及び住所又は居所
- (3) 開示請求等をする者が代理人であるときは、その氏名及び住所又は居所（当該代理人が法人その他の団体であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 開示請求等に係る保有特定個人情報を特定するために必要な事項
- (5) 訂正請求又は利用停止請求については、請求の趣旨及び請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該開示請求等に係る決定を行うために必要なものとして実施機関が指定した事項

2 前項の場合において、開示請求等をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求等に係る保有特定個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により提出された書面に形式上の不備があると認めるときは、開示請求等をした者（以下「開示等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。



い。

(開示等の決定)

第22条 実施機関は、開示請求があつた場合において、当該開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示するときはその旨の決定をし、開示等請求者に対し、その旨、開示する保有特定個人情報の利用の目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求があつた場合において、当該開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しないとき（第15条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。以下この条において同じ。）はその旨の決定をし、開示等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しないことを決定したときは、開示等請求者に対し、前2項に規定する書面においてその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 実施機関は、前項に規定する場合において、開示しない旨の決定の日から1年以内に、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、開示等請求者に対し、その旨を通知するものとする。

(訂正及び利用停止の決定)

第23条 実施機関は、訂正請求又は利用停止請求があつた場合において、当該請求に係る保有特定個人情報の訂正又は利用停止をするときはその旨の決定をし、開示等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求又は利用停止請求があつた場合において、当該請求に係る保有特定個人情報の訂正又は利用停止をしないときはその旨の決定をし、開示等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該実施機関は、当該書面において当該決定の理由を示さなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により保有特定個人情報の訂正又は利用停止をした場合において、必要があると認めるときは、他の実施機関又は当該保有特定個人

情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第24条 第22条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求等があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しないものとする。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期限までに開示決定等をし難いと認めるときは、開示請求等があった日の翌日から起算して60日後を限度として、その期限を延長することができる。この場合において、当該実施機関は、開示等請求者に対し、延長後の期限及び延長する理由を書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、開示請求等に係る保有特定個人情報が著しく大量であって、開示請求等があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、開示請求等に係る保有特定個人情報のうち相当の部分にあっては当該期限までに開示決定等をし、他の部分にあっては相当の期限を定めて開示決定等を行うこととする措置を講ずることができる。この場合において、当該実施機関は、第1項に規定する期限までに、開示等請求者に対し、この項の規定を適用する旨及びその理由並びに当該他の部分について開示決定等を行う期限を、書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該請求に係る決定をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他の事項を通知して、書面により意見を申し出る機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見の申出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した場合において、当該情報を開示しようとするときは、その決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かななければならない。この場合において、当該実施機関は、当該第三者に対し、当該決定後直ちに、当該決定をした旨及びその理由並びに開示を実

施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第26条 保有特定個人情報の開示は、規則に定めのあるもののほか、対象となる保有特定個人情報の原本の閲覧若しくは視聴又は写しの交付により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、閲覧する方法により保有特定個人情報の開示をしようとする場合であって、当該保有特定個人情報の原本を閲覧に供することによりその保存に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があると認めるときは、実施機関は、当該原本の写しを閲覧に供する方法により、当該開示を行うことができる。

3 実施機関は、他の実施機関以外の者に対し、保有特定個人情報の原本を貸与してはならない。

(開示手数料等)

第27条 この条例の規定に基づく保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手数料は、無料とする。

2 保有特定個人情報の開示を受ける者は、前条第1項の規定に基づきその写しの交付を受けようとするときは、当該保有特定個人情報の写しの作成に要する実費(当該交付を郵送によって受けるときは、これに要する実費を含む。)として、規則で定める額を負担しなければならない。

#### 第4章 不服申立てに係る救済の手続

第28条 実施機関が行った開示決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該実施機関は、稲城市個人情報保護条例第6章の規定の例により、審査会への諮問その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 第5章 雑則

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第29条 実施機関は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有特定個人情報の特定に資する情報の提供に努めるとともに、当該開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第30条 実施機関は、特定個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、これを適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(出資等法人の保有する特定個人情報の保護)

第31条 実施機関は、市が出資又は財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるものに対し、特定個人情報を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるよう、指導に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第32条 市長は、毎年1回、この条例に基づく保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

(稲城市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 稲城市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第46条第2項第1号中「この条例」を「この条例及び稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第 号。次条において「特定個人情報保護条例」という。）」に改める。

第47条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報に関し、特定個人情報保護条例に定めがある事項については、この条例の規定は、適用しない。

## 第49号議案

稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等の改正に伴い、稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年稲城市条例第215号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表傷病補償年金の部中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」を「厚生年金保険法」に改め、同表遺族補償年金の部中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」を「厚生年金保険法」に改める。

### 付 則

この条例は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行の日（平成27年10月1日）から施行する。

## 第50号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の施行に伴い、同法第7条第1項に規定する通知カード及び同法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付に係る事務手数料を定める等のため、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

36 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付	1件につき 500円
---	------------

第2条 稲城市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表15の項を次のように改める。

15 削除
-------

別表に次のように加える。

37 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1件につき 800円
--	------------

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の日前において同条の規定による改正前の稲城市手数料条例別表15の項の規定により納付すべきものとされた住民基本台帳カードの交付（再交付を含む。）に係る手数料については、なお従前の例による。



## 第51号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

多摩都市計画小田良地区地区計画の決定及び堅台地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

31	平成27年稲城市告示第64号に定める多摩都市計画小田良地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「小田良地区地区整備計画区域」という。）
----	---

別表第2の7の表(い)の項を次のように改める。

(い)	建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅で、1階部分を住戸又は住室に供するもの (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの	—	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 公民館又は地区集会所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
		次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号に掲げる建築物に附属するもの		

別表第2の7の表(き)の項を次のように改める。

(き)	(か)の適用除外のもの	—	次の各号に掲げるいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの
-----	-------------	---	--

別表第2の30の表の次に次の2表を加える。

31の1 小田良地区地区整備計画区域（その1）

(あ)	計画地区の区分	低層住宅地区A	低層住宅地区B	低層住宅地区C
(い)	建築してはならない建築物	—		次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 公民館又は地区集会所 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの
(う)	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた容積率の最高限度	—	10分の10
		公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度	—	10分の5
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。		
(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	—		
(お)	敷地面積の最低限度	130平方メートル		
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号に掲げるいずれかに該当する建築物等		

		(1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの
(ク)	建築物の高さの最高限度	— 9メートル
(ケ)	建築物の高さの最低限度	—

31の2 小田良地区地区整備計画区域（その2）

(ア)	計画地区の区分	沿道地区A	沿道地区B	牧場地区
(イ)	建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物 (1) 倉庫（自家用を除く。） (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (5) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅（1階部分を店舗とするものを除く。） (3) 寄宿舍又は下宿 (4) 事務所（店舗等に係る事務所を除く。） (5) 倉庫（自家用を除く。） (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売場、場外車券売場その他これらに類するもの (9) ホテル又は旅館 (10) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (11) 畜舎 (12) 自動車教習所 (13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第二(3)項に掲げる建築物 (2) 畜舎及び畜舎に附属する建築物
(ウ)	建築物	区域の特性	10分の20	10分の10

	の容積率の最高限度	に応じた容積率の最高限度		
		公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度	10分の5	
		土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分公告後又は道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度を適用しない。		
(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	—		
(お)	敷地面積の最低限度	130平方メートル	200平方メートル	150平方メートル
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) 多摩都市計画道路3・4・17号坂浜平尾線の境界線までの距離は、2メートル以上とする。 (2) その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線及び隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。 (2) 都市計画公園境界線までの距離は、3メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号に掲げるいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの		
(く)	建築物の高さの最高限度	15メートル（ただし、多摩都市計画道路3・4・17号坂浜平尾線に面した宅地は、20メートルとする。）	20メートル	15メートル
(け)	建築物の高さの最低限度	—		

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第59号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,591,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成27年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 都支出金		4,879,747	1,662	4,881,409
	1 都負担金	1,292,091	312	1,292,403
	2 都補助金	3,350,670	1,350	3,352,020
19 繰入金		2,293,178	224,660	2,517,838
	1 基金繰入金	2,293,178	224,660	2,517,838
20 繰越金		333,316	322,950	656,266
	1 繰越金	333,316	322,950	656,266
22 市債		2,410,000	165,700	2,575,700
	1 市債	2,410,000	165,700	2,575,700
歳入合計		33,876,949	714,972	34,591,921

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,159,587	26,342	3,185,929
	1 総務管理費	2,445,880	26,342	2,472,222
3 民生費		13,270,256	209,574	13,479,830
	1 社会福祉費	4,393,951	142,896	4,536,847
	2 児童福祉費	6,671,131	28,220	6,699,351
	3 生活保護費	2,180,505	38,458	2,218,963
8 土木費		4,256,965	257,056	4,514,021
	4 都市計画費	3,376,810	257,056	3,633,866
10 教育費		5,820,372	222,000	6,042,372
	1 教育総務費	391,833	0	391,833
	3 中学校費	1,225,469	222,000	1,447,469
歳出合計		33,876,949	714,972	34,591,921



## 第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第一中学校大規模改修等事業債	49,900	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	215,600	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。



歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第16款 都支出金 (補正額 1,662 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都 負 担 金	1,292,091	312	1,292,403		
	1 民生費都負担金	1,251,293	312	1,251,605		
					3 生活保護費 負 担 金	312
2	都 補 助 金	3,350,670	1,350	3,352,020		
	7 教育費都補助金	941,541	1,350	942,891		
					6 教育総務費 補 助 金	1,350
	計	4,879,747	1,662	4,881,409		

説 明	金額
(生活福祉課) 生活保護費負担金過年度分	312 312
(指導課) スポーツ振興等事業費補助金 (1/2)	1,350 1,350

第16款 都 支 出 金

第19款 繰入金 (補正額 224,660 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	2,293,178	224,660	2,517,838		
	1 財政調整基金 繰 入 金	957,572	92,864	1,050,436		
					1 財政調整基金 繰 入 金	92,864
	2 公共施設整備基金 繰 入 金	1,335,000	131,796	1,466,796		
					1 公共施設整備 基金繰入金	131,796
	計	2,293,178	224,660	2,517,838		

説 明	金額
(財政課) 財政調整基金繰入金	92,864 92,864
(財政課) 公共施設整備基金繰入金	131,796 131,796

第19款 繰 入 金

第20款 繰越金 (補正額 322,950 千円)

(単位:千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	333,316	322,950	656,266		
	1 繰越金	333,316	322,950	656,266		
					1 繰越金	322,950
	計	333,316	322,950	656,266		

説 明		
(財政課)		322,950
繰越金		322,950

第20款 繰越金

第22款 市債 (補正額 165,700 千円)

(単位:千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市債	2,410,000	165,700	2,575,700		
	3 教育債	743,700	165,700	909,400		
					2 中学校債	165,700
	計	2,410,000	165,700	2,575,700		

説 明		
(財政課)		165,700
第一中学校大規模改修等事業債		165,700

第22款 市債

歳 出

第2款 総務費 (補正額 26,342 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	2,445,880	26,342	2,472,222	0	0	0	0	26,342
	6 財産管理費	112,124	21,727	133,851	0	0	0	0	21,727
					0	0	0	0	21,727
	7 企画調査費	4,912	4,615	9,527	0	0	0	0	4,615
					0	0	0	0	4,615
	計	3,159,587	26,342	3,185,929	0	0	0	0	26,342

区 分	金 額	説 明		
		内 容	金 額	
25	積立金	21,727	1 財産管理費(財政課) 25積立金 公共施設整備基金積立金	21,727 21,727 21,727
8	報償費	3,047	1 企画事務費(企画政策課) 8報償費	4,615 3,047
9	旅費	1,214	海外姉妹都市提携検討市民会議委員報償	3,047
12	役務費	354	9旅費 12役務費 特別旅費	1,214 354 1,214
			保険料	54
			海外旅行傷害保険料	54
			筆耕翻訳料	300
			通訳料	300

第3款 民生費 (補正額 209,574 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社会福祉費	4,393,951	142,896	4,536,847	0	0	0	0	142,896
	1 社会福祉総務費	427,038	129,349	556,387	0	0	0	0	129,349
					0	0	0	0	2,219
					0	0	0	0	127,130
	2 心身障害者福祉費	1,392,860	12,824	1,405,684	0	0	0	0	12,824
					0	0	0	0	12,824
	3 老人福祉費	205,702	723	206,425	0	0	0	0	723
					0	0	0	0	129
					0	0	0	0	594

区 分	金 額	説 明	
23 償還金利息及び割引料	129,349	<b>2 一般事務費 (生活福祉課)</b>	<b>2,219</b>
		<b>23 償還金利息及び割引料</b>	<b>2,219</b>
		平成26年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	2,004
		平成26年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	215
		<b>10 臨時福祉給付金支給事業 (生活福祉課)</b>	<b>127,130</b>
		<b>23 償還金利息及び割引料</b>	<b>127,130</b>
		平成26年度臨時福祉給付金国庫補助金返還金	127,130
23 償還金利息及び割引料	12,824	<b>1 心身障害者福祉関係事務事業 (障害福祉課)</b>	<b>12,824</b>
		<b>23 償還金利息及び割引料</b>	<b>12,824</b>
		平成26年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金	4,650
		平成26年度児童保護費等国庫負担金返還金	2
		平成26年度障害者自立支援給付費等都負担金返還金	2,234
		平成26年度児童保護費等都負担金返還金	1
		平成26年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	4,171
		平成26年度重症心身障害児(者)通所運営費都補助金返還金	1,766
23 償還金利息及び割引料	723	<b>7 老人医療関係費 (保険年金課)</b>	<b>129</b>
		<b>23 償還金利息及び割引料</b>	<b>129</b>
		平成26年度老人医療給付費等支払基金交付金返還金	77
		平成26年度老人医療給付費等国庫負担金返還金	41
		平成26年度老人医療給付費等都負担金返還金	11
		<b>9 介護予防・地域支え合い事業 (高齢福祉課)</b>	<b>594</b>
		<b>23 償還金利息及び割引料</b>	<b>594</b>
		平成26年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金	588
		平成26年度介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費都補助金返還金	6

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	児 童 福 祉 費	6,671,131	28,220	6,699,351	0	0	0	0	28,220
	1 児童福祉総務費	4,005,612	23,473	4,029,085	0	0	0	0	23,473
					0	0	0	0	1,003
					0	0	0	0	1,571
					0	0	0	0	267
					0	0	0	0	20,632
	2 児童措置費	2,047,255	4,721	2,051,976	0	0	0	0	4,721
					0	0	0	0	4,721
	5 学童クラブ費	224,345	26	224,371	0	0	0	0	26
					0	0	0	0	26
3	生 活 保 護 費	2,180,505	38,458	2,218,963	0	0	0	0	38,458
	1 生活保護総務費	86,502	38,458	124,960	0	0	0	0	38,458

区 分	金 額	説 明	
		区 分	金 額
23 償還金利子及び割引料	23,473	<b>2 一般事務費（子育て支援課）</b>	<b>1,003</b>
		23償還金利子及び割引料	1,003
		平成26年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	356
		平成26年度保育緊急確保事業費国庫補助金返還金	647
		<b>3 認証保育所運営等事業（子育て支援課）</b>	<b>1,571</b>
		23償還金利子及び割引料	1,571
		平成26年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	1,393
		平成26年度保育従事職員等処遇改善事業都補助金返還金	178
		<b>7 子育て支援事業（子育て支援課）</b>	<b>267</b>
		23償還金利子及び割引料	267
		平成26年度ファミリー・サポート・センター事業都補助金返還金	267
		<b>11 子育て世帯臨時特例給付金支給事業（子育て支援課）</b>	<b>20,632</b>
		23償還金利子及び割引料	20,632
		平成26年度子育て世帯臨時特例給付金国庫補助金返還金	20,632
23 償還金利子及び割引料	4,721	<b>1 保育所等運営委託事業（子育て支援課）</b>	<b>4,721</b>
		23償還金利子及び割引料	4,721
		平成26年度保育所運営費国庫負担金返還金	2,056
		平成26年度保育所運営費都負担金返還金	1,028
		平成26年度東京都病児・病後児保育事業費補助金返還金	1,217
		平成26年度一時預かり事業・定期利用保育事業費都補助金返還金	420
23 償還金利子及び割引料	26	<b>1 学童クラブ運営事業（児童青少年課）</b>	<b>26</b>
		23償還金利子及び割引料	26
		平成26年度都型学童クラブ運営事業都補助金返還金	26



項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3	( 1 生活保護総務費)				0	0	0	0	38,458
	計	13,270,256	209,574	13,479,830	0	0	0	0	209,574

節		説 明	
区 分	金 額		
23	償還金利子及び割引料	38,458	
	<b>2 生活保護関係費（生活福祉課）</b>		<b>38,458</b>
	<b>23償還金利子及び割引料</b>		<b>38,458</b>
	平成26年度生活保護費等国庫負担金返還金		31,333
	平成26年度中国残留邦人等援護事務国庫委託金返還金		159
	平成26年度セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金		6,966
第3款 民 生 費			





地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	9,554,499	11,721,914	1,588,000	978,131	12,331,783
補正額			165,700		165,700
計	9,554,499	11,721,914	1,753,700	978,131	12,497,483
(6) 教育債					
補正前	5,677,693	7,449,641	743,700	612,744	7,580,597
補正額			165,700		165,700
計	5,677,693	7,449,641	909,400	612,744	7,746,297
合 計					
補正前	19,986,443	22,446,998	2,410,000	1,737,311	23,119,687
補正額			165,700		165,700
計	19,986,443	22,446,998	2,575,700	1,737,311	23,285,387

第60号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,800,858千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,545,703	3,266	1,548,969
	2 国庫補助金	89,986	3,266	93,252
11 繰越金		5,001	1,692	6,693
	1 繰越金	5,001	1,692	6,693
歳入合計		8,795,900	4,958	8,800,858

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		1,088,838	1,692	1,090,530
	1 後期高齢者支援金等	1,088,838	1,692	1,090,530
8 保健事業費		100,187	3,266	103,453
	1 特定健康診査等事業費	89,909	3,266	93,175
歳出合計		8,795,900	4,958	8,800,858





歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第4款 国庫支出金 (補正額 3,266 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国庫補助金	89,986	3,266	93,252		
	1 財政調整交付金	89,986	3,266	93,252		
					1 財政調整交付金	3,266
	計	1,545,703	3,266	1,548,969		

説 明		
(保険年金課)		3,266
国民健康保険調整交付金		3,266
財政調整交付金		3,266

第4款 国庫支出金

第11款 繰越金 (補正額 1,692 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	5,001	1,692	6,693		
	2 その他繰越金	5,000	1,692	6,692		
					1 その他繰越金	1,692
	計	5,001	1,692	6,693		

説 明		
(保険年金課)		1,692
前年度繰越金		1,692

第11款 繰越金





第61号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,897,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		384,907	138,668	523,575
	1 国庫補助金	384,907	138,668	523,575
3 都支出金		187,421	89,291	276,712
	1 都補助金	187,421	89,291	276,712
4 繰入金		1,835,419	257,056	2,092,475
	1 他会計繰入金	1,835,419	257,056	2,092,475
歳入合計		2,412,759	485,015	2,897,774

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		2,297,305	485,015	2,782,320
	1 事業費	2,297,305	485,015	2,782,320
歳出合計		2,412,759	485,015	2,897,774





歲入歲出預算事項別明細書

歳入

第2款 国庫支出金 (補正額 138,668 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	国庫補助金		384,907	138,668	523,575		
	1 区画整理補助金		384,907	138,668	523,575		
						1 榎戸区画整理補助金	63,790
						2 矢野口駅周辺区画整理補助金	1,000
						3 稲城長沼駅周辺区画整理補助金	37,128
						4 南多摩駅周辺区画整理補助金	36,750
	計		384,907	138,668	523,575		

説 明		
(区画整理課)	稲城榎戸土地区画整理事業補助金 (5/10・5.5/10)	63,790
(区画整理課)	稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業補助金 (5/10)	1,000
(区画整理課)	稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業補助金 (5/10・5.5/10)	37,128
(区画整理課)	稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業補助金 (5/10・5.5/10)	36,750

第2款 国庫支出金

第3款 都支出金 (補正額 89,291 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	都補助金		187,421	89,291	276,712		
	1 区画整理補助金		187,421	89,291	276,712		
						1 榎戸区画整理補助金	37,005
						2 矢野口駅周辺区画整理補助金	500
						3 稲城長沼駅周辺区画整理補助金	12,311
						4 南多摩駅周辺区画整理補助金	39,475
	計		187,421	89,291	276,712		

説 明		
(区画整理課)	稲城榎戸土地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10)	37,005
(区画整理課)	稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10)	500
(区画整理課)	稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10・1/2)	12,311
(区画整理課)	稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10・1/2)	39,475

第3款 都支出金

第4款 繰入金 (補正額 257,056 千円)

(単位: 千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	節	
	目				区分	金額
1	他会計繰入金	1,835,419	257,056	2,092,475		
	1 一般会計繰入金	1,835,419	257,056	2,092,475		
					1 一般会計繰入金	257,056
	計	1,835,419	257,056	2,092,475		

説明	
(区画整理課)	257,056
一般会計繰入金	257,056

第4款 繰入金

歳 出

第2款 事業費 (補正額 485,015 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	事 業 費	2,297,305	485,015	2,782,320	138,668	89,291	0	0	257,056
	1 公共団体施行 事 業 費	1,842,305	485,015	2,327,320	138,668	89,291	0	0	257,056
					63,790	37,005	0	0	95,640
					1,000	500	0	0	11,805
					37,128	12,311	0	0	97,336
					36,750	39,475	0	0	52,275
	計	2,297,305	485,015	2,782,320	138,668	89,291	0	0	257,056

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	485,015	<b>1 稲城榎戸地区事業費 (区画整理課)</b> <b>196,435</b> <b>13委託料</b> <b>196,435</b> 土地区画整理事業業務委託 196,435  <b>2 稲城矢野口駅周辺地区事業費 (区画整理課)</b> <b>13,305</b> <b>13委託料</b> <b>13,305</b> 土地区画整理事業業務委託 13,305  <b>3 稲城稲城長沼駅周辺地区事業費 (区画整理課)</b> <b>146,775</b> <b>13委託料</b> <b>146,775</b> 土地区画整理事業業務委託 146,483 地区計画変更図書作成委託 292  <b>4 稲城南多摩駅周辺地区事業費 (区画整理課)</b> <b>128,500</b> <b>13委託料</b> <b>128,500</b> 土地区画整理事業業務委託 128,500

第62号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,246,548千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		749,033	18,112	767,145
	1 国庫負担金	673,704	16,122	689,826
	2 国庫補助金	75,329	1,990	77,319
4 支払基金交付金		1,110,588	3,933	1,114,521
	1 支払基金交付金	1,110,588	3,933	1,114,521
5 都支出金		598,786	10,736	609,522
	1 都負担金	561,757	9,741	571,498
	2 都補助金	37,029	995	38,024
8 繰越金		1,000	86,224	87,224
	1 繰越金	1,000	86,224	87,224
歳 入 合 計		4,127,543	119,005	4,246,548

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		293	119,005	119,298
	1 基金積立金	293	119,005	119,298
歳 出 合 計		4,127,543	119,005	4,246,548





歲入歲出預算事項別明細書

歳入

第3款 国庫支出金 (補正額 18,112 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国庫負担金	673,704	16,122	689,826		
	1 介護給付費負担金	673,704	16,122	689,826		
					2 過年度分	16,122
2	国庫補助金	75,329	1,990	77,319		
	1 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・生活 支援総合事業)	32,994	142	33,136		
					2 過年度分	142
	2 地域支援事業 交 付 金 (包括的支援事業 ・任意事業)	32,816	1,848	34,664		
					2 過年度分	1,848
	計	749,033	18,112	767,145		

説 明		
(高齢福祉課)		16,122
平成26年度介護給付費国庫負担金精算分		16,122
(高齢福祉課)		142
平成26年度地域支援事業国庫補助金精算分		142
(高齢福祉課)		1,848
平成26年度地域支援事業国庫補助金精算分		1,848

第3款 国庫支出金

第4款 支払基金交付金 (補正額 3,933 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	支払基金交付金	1,110,588	3,933	1,114,521		
	1 介護給付費交付金	1,064,397	3,768	1,068,165		
					2 過年度分	3,768
	2 地域支援事業 交 付 金	46,191	165	46,356		
					2 過年度分	165

説 明		
(高齢福祉課)		3,768
平成26年度介護給付費支払基金交付金精算分		3,768
(高齢福祉課)		165

第4款 支払基金交付金

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	2 地域支援事業 交付金					
	計	1,110,588	3,933	1,114,521		

説 明	金額
平成26年度地域支援事業支払基金交付金精算分	165

第4款 支払基金交付金

第5款 都支出金 (補正額 10,736 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都 負 担 金	561,757	9,741	571,498		
	1 介護給付費負担金	561,757	9,741	571,498		
					2 過年度分	9,741
2	都 補 助 金	37,029	995	38,024		
	1 地域支援事業 交付金 (介護予防・生活 支援総合事業)	20,621	71	20,692		
					2 過年度分	71
	2 地域支援事業 交付金 (包括的支援事業 ・任意事業)	16,408	924	17,332		
					2 過年度分	924
	計	598,786	10,736	609,522		

説 明	金額
(高齢福祉課) 平成26年度介護給付費都負担金精算分	9,741 9,741
(高齢福祉課) 平成26年度地域支援事業都補助金精算分	71 71
(高齢福祉課) 平成26年度地域支援事業都補助金精算分	924 924

第5款 都 支 出 金

第 8 款 繰 越 金 (補正額 86,224 千円)

(単位：千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	1,000	86,224	87,224		
	1 繰 越 金	1,000	86,224	87,224		
					1 繰 越 金	86,224
	計	1,000	86,224	87,224		

説 明		
(高齢福祉課)		86,224
前年度繰越金		86,224

第 8 款 繰 越 金



第63号議案

稲城市副市長の選任について

上記の議案を提出する。

平成27年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市副市長 伊藤 登 の平成27年9月30日付け任期満了に伴い、後任者の選任を必要とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、本案を提出する。

## 稲城市副市長の選任について

次の者を稲城市副市長として選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
石田 光広	稲城市若葉台2丁目17番地の7	昭和32年1月18日

## 第64号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

平成27年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 久保田 哲夫 の平成27年12月31日付け任期満了に伴い、後任の候補者の推薦を必要とするため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。



人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
狩野 和枝	稲城市向陽台1丁目17番地の13	昭和29年9月7日

## 第65号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

平成27年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 笹久保 恵美子 の平成27年12月31日付け任期満了に伴い、後任の候補者の推薦を必要とするため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
笹久保 恵美子	稲城市矢野口899番地	昭和25年9月28日

第66号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成27年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 伊勢川 岩根 の平成27年9月30日付け任期満了に伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、本案を提出する。

## 稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
今泉 浩史	稲城市大丸418番地 コーポリバーサイド205	昭和47年12月1日

第67号議案

(仮称) 稲城消防出張所新築工事 (建築) 請負契約

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

(仮称) 稲城消防出張所新築工事 (建築) 請負契約の締結について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

(仮称) 稲城消防出張所新築工事 (建築) 請負契約

(仮称) 稲城消防出張所新築工事 (建築) を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 (仮称) 稲城消防出張所新築工事 (建築)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 494,640,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20  
名称 大石建設株式会社  
代表者 代表取締役 大石 行伸

第68号議案

(仮称) 稲城消防出張所新築工事 (電気) 請負契約

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

(仮称) 稲城消防出張所新築工事 (電気) 請負契約の締結について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。



(仮称) 稲城消防出張所新築工事 (電気) 請負契約

(仮称) 稲城消防出張所新築工事 (電気) を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 (仮称) 稲城消防出張所新築工事 (電気)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 139,647,240円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市矢野口1004番地  
名称 株式会社フジヤ電設  
代表者 代表取締役 谷田部 功